

町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政の円滑な執行を図るため町長又は町長が指名する者が、行政執行のため町を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「町長交際費」という。）の支出及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 交際費の支出に当たっては社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限度の金額となるよう努めなければならない。

(支出先)

第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町の事務事業に直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 町政の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

(支出項目)

第4条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。ただし、これにより難い事例が生じた場合は、町政への関りを総合的に勘案し、その都度決定するものとする。

- (1) 会費 各種団体等が行う、総会、祝賀会、記念行事等の参加に係る経費で金額の定めがあるもの
- (2) 祝儀 各種団体等が行う、総会、祝賀会、記念行事等の参加に係る経費で金額の定めがないもの
- (3) 弔意 葬儀時における花輪、供物、香典等支出に係る経費
- (4) 見舞金 町政関係者本人の傷病又は疾病等に係る見舞及び団体への災害等による義援金
- (5) 激励金 芸術、文化活動、スポーツ大会等に出場する個人及び団体への激励金
- (6) 協賛金 各種大会時の開催の協賛に係る経費
- (7) 接遇 来客を応接するための経費
- (8) 謝意 町政協力者及び視察訪問先等に対する経費
- (9) その他 上記項目のほか、町政運営上特に支出することが適当と認められる経費

(支出基準)

第5条 前条各号に規定する支出項目に応じた支出基準は、別表1のとおりとする。

(公開)

第6条 町長交際費の支出状況は、次に掲げる事項を記載し、当該当月分を翌月中に町のホームページに掲載するとともに、総務課に備え、公開するものとする。

ただし、公開する内容に個人名が記載されている場合は、この限りでない。

(1) 支出年月日

(2) 支出内容

(3) 支出項目

(4) 支出金額

(改正)

第7条 この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

| 支出区分 | 支 出 金 額 |
|------|--------------------------|
| 会 費 | 案内状等に記載された金額 |
| 祝 儀 | 10,000円以内で目的、開催場所等を考慮した額 |
| 弔 意 | 信濃町職員慶弔規程による |
| 見舞金 | 信濃町職員慶弔規程による |
| 激励金 | 社会通念上妥当と認められる範囲 |
| 協賛金 | 社会通念上妥当と認められる範囲 |
| 接 遇 | 社会通念上妥当と認められる範囲 |
| 謝 意 | 社会通念上妥当と認められる範囲 |
| その他 | 社会通念上妥当と認められる範囲 |